

都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則を公布する。

平成30年3月8日

京都市長 門川大作

京都市規則第42号

都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(京都市建築基準法による意見の聴取に関する規則の一部改正)

第1条 京都市建築基準法による意見の聴取に関する規則の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第13項まで」を「第14項までの規定」に改める。

(京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書又は第13項ただし書」を「第48条第1項から第14項までの規定のただし書」に改める。

(京都市建築基準法施行細則の一部改正)

第3条 京都市建築基準法施行細則の一部を次のように改正する。

第9条第1項第1号及び第3号並びに別表第2備考1中「第13項」を「第14項」に改める。

第4号様式注以外の部分中「あて先」を「宛先」に改める。

第5号様式注以外の部分中「あて先」を「宛先」に、「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同様式注2中「建ぺい率」を「建蔽率」に、「容積率」を「容積率」に改める。

第9号様式正本注以外の部分、第9号様式の2注以外の部分、第9号様式の3注以外の部分、第10号様式、第12号様式の2、第13号様式注以外の部分及び第13号様式の2注以外の部分中「あて先」を「宛先」に改める。

(京都市中高層建築物等の建築等に係る住環境の保全及び形成に関する条例施行規則の一部改正)

第4条 京都市中高層建築物等の建築等に係る住環境の保全及び形成に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第3条第1号エ中「第13項」を「第14項」に改める。

第2号様式注以外の部分中「指定建ぺい率」を「指定建蔽率」に、「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同様式注3中「指定建ぺい率」を「指定建蔽率」に改め、同

様式注4中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

(京都市土地利用の調整に係るまちづくりに関する条例施行規則の一部改正)

第5条 京都市土地利用の調整に係るまちづくりに関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1号様式注以外の部分中「指定建ぺい率」を「指定建蔽率」に、「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同様式注2中「指定建ぺい率」を「指定建蔽率」に、「指定容積率」を「指定容積率」に改め、同様式注3中「建ぺい率」を「建蔽率」に、「容積率」を「容積率」に改める。

第2号様式中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

第6号様式注以外の部分中「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同様式注中「建ぺい率」を「建蔽率」に、「容積率」を「容積率」に改める。

第7号様式中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

(京都市伝統的景観保全に係る防火上の措置に関する条例施行規則の一部改正)

第6条 京都市伝統的景観保全に係る防火上の措置に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1号様式注以外の部分中「あて先」を「宛先」に改める。

第2号様式注以外の部分中「あて先」を「宛先」に、「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

第3号様式注以外の部分、第4号様式注以外の部分及び第6号様式注以外の部分中「あて先」を「宛先」に改める。

第8号様式注以外の部分中「あて先」を「宛先」に、「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

(京都市地球温暖化対策条例施行規則の一部改正)

第7条 京都市地球温暖化対策条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表地上部の項及び同表備考4並びに第10号様式注以外の部分及び注2中「法定建ぺい率」を「法定建蔽率」に改める。

(京都市斜面地等における建築物等の制限に関する条例施行規則の一部改正)

第8条 京都市斜面地等における建築物等の制限に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

別記様式注以外の部分中「あて先」を「宛先」に、「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同様式注2中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

(京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)高度地区の計画書の規定による特例許可の手續に関する条例施行規則の一部改正)

第9条 京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)高度地区の計画書の規定による特例許可の手續に関する条例施行規則の一部を次のように改める。

第1号様式注以外の部分中「指定建ぺい率」を「指定建蔽率」に、「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同様式注2中「指定建ぺい率」を「指定建蔽率」に改め、同様式注4中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

第2号様式注以外の部分中「指定建ぺい率」を「指定建蔽率」に、「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同様式注2中「指定建ぺい率」を「指定建蔽率」に改め、同様式注4中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

第3号様式(第1面)中「指定建ぺい率」を「指定建蔽率」に、「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同様式注2中「指定建ぺい率」を「指定建蔽率」に改め、同様式注4中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

第8号様式注以外の部分及び注3中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

第10号様式注以外の部分中「指定建ぺい率」を「指定建蔽率」に、「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同様式注3中「指定建ぺい率」を「指定建蔽率」に改め、同様式注5中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

第12号様式注以外の部分中及び注3中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

(京都市京北区域内における建築物の制限に関する条例施行規則の一部改正)

第10条 京都市京北区域内における建築物の制限に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

別記様式注以外の部分中「あて先」を「宛先」に、「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同様式注2中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

(京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例施行規則の一部改正)

第11条 京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第2号様式注以外の部分中「指定建ぺい率」を「指定建蔽率」に、「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同様式注5中「指定建ぺい率」を「指定建蔽率」に改め、同様式注6中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

第3号様式注以外の部分中「指定建ぺい率」を「指定建蔽率」に、「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同様式注5中「指定建ぺい率」を「指定建蔽率」に改め、同様式注7中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

第5号様式注以外の部分中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

第6号様式注以外の部分中「指定建ぺい率」を「指定建蔽率」に、「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

第10号様式注以外の部分中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 従前の様式による用紙は、市長が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

(環境政策局地球温暖化対策推進室，都市計画局都市企画部都市計画課，都市計画局都市景観部景観政策課，都市計画局建築指導部建築指導課)